

船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示及び船体の水密を保持するための構造の基準を定める告示の一部を改正する告示案新旧  
対照条文

- ○ 船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示（平成十年国土交通省告示第三七九号）（第一条関係）……………1
- 船体の水密を保持するための構造の基準を定める告示（平成十年国土交通省告示第三八〇号）（第二条関係）……………4

○ 船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示（平成十年国土交通省告示第三百七十九号）（第一条関係）（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 雑則（第三百三十五条―第四百六十六条） （防食） 第三百三十五条（略） 2 規則第六十三条第一項の告示で定める防食措置のうち、国際航海（船舶安全法施行規則第一条第一項の国際航海をいう。以下同じ。）に従事する総トン数五百トン以上の船舶（船舶安全法施行規則第一条第二項第一号のものを除く。以下同じ。）及び国際航海に従事しない遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数五百トン以上の船舶（限定近海船を除く。）の二重船側部（乾舷用船の長さ百五十メートル以上のバルクキャリア（船舶区画規程第二条第四項の船舶をいう。第四百四十六条第一項において同じ。）のものに限る。）及び海水バラスト専用タンクについて講ずべき措置は、前項に掲げるもののほか、次に掲げる措置とする。 一・二（略） 3・4（略） （点検用交通設備等） 第四百四十五条 タンカー（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第三条第九号のタンカーであつて、載貨重量トン数六〇〇トン以上のものをいう。以下この条において同じ。）及びバルクキャリア（船舶安全法施行規則第十二条の二第一項第五号の船舶であつて、総トン数二〇、〇〇〇トン以上のものをいう。以下この条において同じ。）には、暴露甲板から貨物倉及びこれ</p>	<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 雑則（第三百三十五条―第四百四十五条） （防食） 第三百三十五条（略） 2 規則第六十三条第一項の告示で定める防食措置のうち、国際航海に従事する総トン数五百トン以上の船舶（船舶安全法施行規則第一条第二項第一号のものを除く。以下同じ。）及び国際航海に従事しない遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数五百トン以上の船舶（限定近海船を除く。）の二重船側部（乾舷用船の長さ百五十メートル以上のバルクキャリア（船舶区画規程第二条第四項の船舶をいう。）のものに限る。）及び海水バラスト専用タンクについて講ずべき措置は、前項に掲げるもののほか、次に掲げる措置とする。 一・二（略） 3・4（略） （点検用交通設備等） 第四百四十五条 タンカー（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第三条第九号のタンカーであつて、載貨重量トン数六〇〇トン以上のものをいう。以下同じ。）及びバルクキャリア（船舶安全法施行規則第十二条の二第一項第五号の船舶であつて、総トン数二〇、〇〇〇トン以上のものをいう。以下同じ。）には、暴露甲板から貨物倉及びこれに隣接した区画（以下「貨物倉</p>
---	---

に隣接した区画（以下「貨物倉等」という。）の各々に直接通じる安全な通路を、次表の上欄の区分に応じ同表の下欄に掲げる基準に基づいて、設けなければならない。ただし、二重底内の区画に通じる通路については、管海官庁が差し支えないと認める場所を経由することができる。

(略)	(略)				(略)
	(略)	総トン数五〇〇トン以上のもの（国際航海に従事しないものであって沿海区域又は平水区域を航行区域とするものを除く。）			
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

等」という。）の各々に直接通じる安全な通路を、次表の上欄の区分に応じ同表の下欄に掲げる基準に基づいて、設けなければならない。ただし、二重底内の区画に通じる通路については、管海官庁が差し支えないと認める場所を経由することができる。

(略)	(略)				(略)
	(略)	総トン数五〇〇トン以上のもの（国際航海（船舶安全法施行規則第一条第一項の国際航海をいう。以下同じ。）に従事しないものであって沿海区域又は平水区域を航行区域とするものを除く。）			
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2・3 (略)

(タンカー及びバルクキャリアの構造要件等)

第四百四十六条 タンカー(総トン数五百トン未満の船舶を除く。)及びバルクキャリア(船舶安全法施行規則第十二条の二第一項第五号イに該当するものに限り、同号ロ又はハに該当するものを除く。)であつて、乾舷用船の長さが一五〇メートル以上のものうち、国際航海に従事するもの及び国際航海に従事しない遠洋区域を航行区域とするものについては、第二章(第十節を除く。)の規定は適用しない。

2 前項の船舶は、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第二章の二第一規則第二十八項に規定するバルクキャリア及びタンカーのための目標指向型新造船基準の機能要件(水密性及び風雨密性に関する要件を除く。)に適合するものでなければならぬ。

3 第一項の船舶には、前項の機能要件の適用に関する情報を詳細に記載した資料を備え置かなければならない。ただし、知的財産の適切な保護及び利用を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合には、管海官庁の指示するところによるものとする。

2・3 (略)

(新設)

○ 船体の水密を保持するための構造の基準を定める告示（平成十年国土交通省告示第三百八十号）（第二条関係）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 水密隔壁（第二十五条―第二十九条）</p> <p>第三章 雑則（第三十条）</p> <p>第三章 雑則</p> <p>（タンカー及びバルクキャリアの構造要件等）</p> <p>第三十条 強度告示第四百四十六条第一項に規定する船舶は、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第二章の第一規則第二十八項に規定するバルクキャリア及びタンカーのための目標指向型新造船基準の水密性及び風雨密性に関する機能要件に適合するものでなければならぬ。</p> <p>2 前項の機能要件の適用に関する情報の取扱いについては、強度告示第四百四十六条第三項の規定を準用する。</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 水密隔壁（第二十五条―第二十九条）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

